

## 現場説明書

### 1. 補足事項

補足事項は次のとおりであるが、設計図書（仕様書、本現場説明書等）について質問があった場合は、別途回答する。

#### (1) 競争参加資格等確認のための提出資料、期限及び方法について

オープンカウンター方式による見積依頼公告に基づき、以下の資料を提出期限までに電子メールにて提出すること。

##### ・見積参加資格（4）

電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し。

##### ・見積参加資格（5）

別添1に記載された条件を満たすことを証明する適合証明書（条件を満たすことを示す書類を添付）。

##### ・再生可能エネルギー電源の割当計画書

仕様書に定められた再生可能エネルギー比率を示す計画書（任意様式可（別添2【記載例】参照））。

#### (2) 見積方法

見積金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、仕様書に示す月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の供給期間における総価を見積金額とすること。見積書に記載する金額の算定にあたっては発電費用等に係る燃料価格変動の燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は見積金額に含めない。

なお、落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 契約条件

#### (1) 契約書作成の要否

要

#### (2) 契約条項

別添「電気需給契約書（案）」による。

### 3. その他

（1）過去に実施された同様業務に関する「質問回答書」を、参考資料として添付いたします。なお、本資料は過去の発注時点に基づく内容であり、今年度の仕様や条件とは異なる可能性がございます。あくまで参考資料としてご確認くださいませようお願いいたします。

【添付資料：過去の質問回答書】

## 過去の質問回答書

近畿農政局土地改良技術事務所 庶務課

	質 問 内 容	回 答
1	<p>【燃料費調整について】</p> <p>仕様書5(4)「当該地域を管轄する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。」と記載がございますが、一般送配電事業者(関西電力送配電様)の最終保障供給約款で定める燃料費等調整額と市場価格調整額という意味でしょうか。もしくは一般送配電事業者ではありませんが、みなし小売電気事業者(関西電力様)の標準供給条件(電気供給条件(特別高圧・高圧))という意味合いになりますでしょうか。</p>	<p>一般送配電事業者(関西電力送配電株式会社)の最終保障供給約款となります。</p>
2	<p>【燃料費等調整単価について】</p> <p>燃料費調整は、需要場所管轄エリアのみなし小売電気事業者又は一般送配電事業者が公表する最新の燃料費等調整算定方法による単価を適用するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>上記1の回答による。</p>
3	<p>【燃料費調整の条件について】</p> <p>一般送配電事業者の条件を適応する場合、請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費(等)調整単価(一般送配電事業者公表)を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
4	<p>仕様書 5. その他(4)についてですが、弊社では、燃料費調整額は旧一般送配電業者と異なる独自の計算ロジックを用いて算出しております。つきましては、弊社落札後においては、燃料費調整額においては、弊社独自の計算式で、算定したもので、ご請求させていただきたく思っておりますが、落札後、本件協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>原則、記載の「当該地域を管轄する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)」による算定で請求していただくこととなります。「これによりがたい場合は協議する。」とは、2022年以降の社会情勢の変化により、最終保障供給料金以上の大幅な電気料金の上昇が生じたことを踏まえての措置となります。</p>
5	<p>計量日付での供給者変更しかできない旨が関西電力送配電(株)殿のHPで掲載されておりますが、問題ありませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
6	<p>契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約電力については、仕様書に記載ありますように、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値でとなります。</p>
7	<p>契約書の条文に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書に定めのない事項については契約書(案)第25条に記載の通り。</p>
8	<p>現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>上記4の回答による。</p>
9	<p>当社の銀行口座へ直接ご入金いただく場合、振込手数料はお客様負担となりますが、よろしいでしょうか。また、納付書による振込および口座からの引き落としの場合、振込手数料は発生致しませんが、弊社で取り扱っていない金融機関があるため、ご利用される金融機関・支店をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>電気料金の支払先は、日本銀行が取扱い可能な金融機関の銀行振込となります。</p>

10	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとさせていただきます、契約単価は税込みとなりますがよろしいでしょうか。	仕様書3の通り。
11	検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）については、弊社WEBサービスに登録いただくことで確認可能となりますが、お客さまご自身でご確認いただけますでしょうか。（請求書は書面により送付いたします。）	問題ありません。
12	契約書（案）第11条1項につきまして、「請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない」と記載がございますが、お支払期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日（弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定められた日）の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条により支払の時期が定められており、契約書（案）の変更はできません。
13	契約書（案）第12条につきまして、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる」と記載がございますが、延滞利息につきましては弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。加えて、同条2項に「100円未満である場合及び100円未満の端数がある場合は、切り捨てる」と記載がございますが、弊社は「100円未満も請求」させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載に合わせて、削除またはご変更いただくことは可能でしょうか。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条により定められており、契約書（案）の変更はできません。
14	「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います。ご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第4条第3項の通り。
15	弊社では、燃料費調整単価に加え、2024年4月から市場価格調整単価を導入しております。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。	仕様書5（4）に記載していることから、契約書（案）に追記は致しません。
16	弊社が落札させていただいた場合、頂いている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を、別途締結いただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。（ご指示がありましたら契約書のひな型をお送りいたします）	上記8の回答による。
17	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は、電力量料金単価と再生可能エネルギー電力量単価を分けて記載することとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。（尚、弊社が電気料金請求の際に、請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます）	契約書に記載する単価は、契約書（案）の通り。

18	<p>特定電源割当証明書（別紙含む）について、電力供給が終了後の翌月10日までに提出することとなっていますが、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書（別紙含む）も、年1回（供給終了後6月下旬頃）に提出させていただくこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。（非化石市場で取引している事業者は全て共通のスケジュールとなっております）</p>	<p>特定電源割当証明書に記載する最終月の12月分の数値は見込みで記載するようになっていきますので、翌月の10日迄に提出頂きますように、よろしく申し上げます。最終月の請求書については、特定電源割当証明書提出後の提出になりますので、ご了承をお願いします。その後、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを、発注者及び受注者の協議により定めた期間内に提出していただくこととなります。</p>
19	<p>所定の入札内訳書について、電力量料金単価と再生可能エネルギー電力量単価を分けて記載する必要がありますので、いただいている入札内訳書を一部編集させていただくか、任意様式での提出は可能でしょうか。不可の場合、入札時には再生可能エネルギー電力量単価を電力量料金単価に足しこんだ状態で応札させていただきます。その際は、契約書に記載する単価と請求時の単価は入札内訳書とは異なり、2種類の単価に分かれた状態で記載されます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>入札内訳書については、既定の様式をご使用ください。契約書記載金額は、上記18の回答による。</p>
20	<p>電気料金の支払いについて、「分担先ごとに振込」と記載がありますが、当社が落札させていただいた場合、分担先ごとの入金是对応できかねます。供給地点特定番号ごとに請求書を発行し、供給地点特定番号ごとに納付書もしくは口座引き落としとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>当事務所では、当事務所の電気使用料と民間事業者の電気使用料があり、制度上これらを一にまとめて支払うことができません。</p>
21	<p>仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>定めのない事項については、上記8の回答による。契約書（案）の変更はできません。</p>